

令和 7 年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託 仕様書

1 業務名称

令和 7 年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかるコンテンツ制作等業務委託

2 業務目的

2025 年日本国際博覧会（以下「万博」という。）での「空飛ぶクルマ」の万博会場と大阪市内の「2 地点間運航」の実現とその後の商用運航拡大にあたっては、十分な住民理解が不可欠であることから、市民等に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現により市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについて広く共有し、社会受容性の向上につなげる。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

大阪市内

5 業務内容

万博を機に大阪市内で空飛ぶクルマが飛行することから、空から撮影した大阪市内の様子を活用して、市民等に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現による市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについての理解促進を図る VR コンテンツを制作する。

併せて、制作したコンテンツを活用し、市民等に対し、空飛ぶクルマに対する社会受容性向上につながる啓発事業の企画運営を行い、効果検証を行ったうえでイベントマニュアルを制作する。

また、「空の移動革命に向けた官民協議会」及び「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」の内容・目的に沿ったものとする。

■ 「空の移動革命に向けた官民協議会」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/air_mobility/index.html

■ 「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/index.html>

(1) VR コンテンツ制作にかかる撮影業務

ア 撮影内容

下記①～④を踏まえた撮影を実施する。

① 機体の映像

- (1) 発注者が指定する機体メーカーの空飛ぶクルマ実機若しくはモックアップの映像を撮影すること。なお、機体の外側だけではなく、内部についても撮影すること。

- (2) 機体の撮影にあたっては、発注者が紹介する機体メーカーの担当者と、事前に打ち合わせを実施すること。
- ② 離着陸場の映像
- (1) 中央突堤（大阪市港区海岸通一丁目 105 番 5 地内及び地先）に整備予定の空飛ぶクルマの離着陸場（以下「会場外ポート」という。）において、会場外ポートの撮影を行うこと。
- (2) 会場外ポートの撮影にあたっては、発注者が紹介する会場外ポート運営者である大阪市高速電気軌道株式会社の担当者と調整を行うこと。
- ③ 飛行映像
- ドローンを用いて、下記 2 点をすべて満たす撮影を実施すること。
- (1) ドローンによる飛行が可能なエリアで撮影すること。
- (2) 大阪市であることがわかるランドマークを 2 スポット以上映すこと。なお、VR コンテンツの制作に使用することを考慮し、各スポットが位置的に離れたものであってもよいものとする。
- ④ その他
- (1) ①～③の撮影にあたっては、VR コンテンツの制作に使用するという観点で撮影を行うこと。
- (2) ①～③の撮影に際し、空飛ぶクルマの機体の破損や施設への損傷等、何らかの損害を与えたときは受注者がその責を負うこと。この場合の費用については、契約金額に含めない。

イ 撮影方法

① 5（1）ア①～③共通事項

- (1) 撮影については、発注者と打ち合わせを行うこと。
- (2) 撮影に先立ち、各撮影場所においてロケーションハンティングを実施すること。
- (3) VR コンテンツとして利用することを前提に、撮影・編集機材を使用すること。

② 5（1）ア①～②

地上での撮影については、経験・技能が豊富な撮影者を確保すること。

③ 5（1）ア③

- (1) 空撮は、経験・技能が豊富なドローンオペレーター（ドローンパイロット）を配置し、関係法令を遵守のうえ撮影を実施すること。なお、ドローンオペレーターについては、ドローンの飛行レベル・飛行場所等に応じた資格を所有していること。
- (2) ドローンの飛行場所・内容に応じて必要がある場合、機体認証を受けたドローンを使用すること。
- (3) ドローン空撮を行うにあたっては、社会受容性向上につながる映像を撮影することや空飛ぶクルマは地表面・水面より 150m 以上を飛行するといわれていることを踏まえ適切な高度を選定すること。

④ 撮影時期

休日及び夜間については原則撮影を行わないものとする。ただし、5（1）ア①及び②については機体メーカーの担当者及び会場外ポート運営者の担当者との調整によ

り休日に撮影を実施する場合はあらかじめ発注者の了承を得ること。

⑤ 撮影時の安全対策

業務の実施にあたり、十分な資料収集を行い、業務内容を踏まえた安全対策を実施すること。

ウ 撮影にあたっての留意事項

- ① 撮影を行うにあたり、関係各所への飛行許可等の届出・申請等は受注者で行うこと。
- ② 撮影を行うにあたり、撮影対象となる施設・官公庁など必要となる関係各所への届出・申請等は受注者により行うこと。
- ③ 撮影した映像を発注者が使用・公開するにあたり、著作権や肖像権等の問題が生じないようにすること。
- ④ 関係各所との調整により必要が生じた対応、その他撮影にあたり発生する費用については契約金額の中に含まれるものとする。
- ⑤ 撮影は、本事業の趣旨に沿った映像となるよう、天候を考慮したうえで実施すること。
- ⑥ 撮影にかかり必要な申請費用、撮影に使用する機材・資材等は受注者の負担とする。

(2) 空飛ぶクルマ理解促進のための VR コンテンツ制作業務

- ア VR コンテンツのテーマは、空飛ぶクルマがもたらす新たな価値や魅力・サービスなどを連想できるテーマとすること。
- イ 5(1)において撮影した映像を活用し、利用者目線でリアルに体験・体感できる VR コンテンツ(360度自由視点。再生時間2~3分程度)を2パターン制作すること。
- ウ VR コンテンツの内容は、機体内部の映像と空撮映像を組み合わせ、上空を飛行するシーンだけでなく「会場外ポートでの搭乗手続き」、「空飛ぶクルマに乗り込む」シーンなどを盛り込んだ空飛ぶクルマのリアルな体験をイメージできる内容とすること。
- エ 映像同士を繋ぎ合わせる場合など、必要に応じてCG(コンピューターグラフィックス)等を活用することは可能であるが、活用する際は事前に発注者と協議すること。
- オ VR コンテンツの視聴者は小学校高学年程度から高齢者までの幅広い年齢層とする。
- カ ナレーションは日本語とし、キャプションを追加する場合は日本語及び英語で制作すること。
- キ 制作する VR コンテンツについては、「PICO 4 Enterprise」で再生可能なデータ形式とすること。
- ク VR コンテンツの内容は、発注者と協議のうえ制作すること。
- ケ 発注者が VR コンテンツを運用していくうえで、使用料等の経常経費がかからないようにすること。また、VR コンテンツの運用マニュアル及び受注者がコンテンツをインストールできるようマニュアルを作成すること。

(3) VR ゴーグルの納品・コンテンツのインストール

ア VR ゴーグルの納品

- ① VR ゴーグル(ヘッドマウントディスプレイ)を8台以上購入し、受注者が制作した VR コンテンツをインストールしたうえで、初回啓発事業実施日の2週間前までに納品す

ること。

- ② 納品前には発注者の確認を受け、不具合等あった場合は改善したうえで納品すること。
- ③ 保証期間は、メーカー保証の最低1年間とする。なお、納品時に保証期間が十分残るよう、VRゴーグルの購入のタイミングについては留意すること。
- ④ 納品する台数に応じて、VRゴーグルの充電用ケーブル及びアダプタ、VRゴーグル携帯用ケースも同等数納品すること。なお、充電用ケーブル及びアダプタについては、VRゴーグルに付属している場合、別途納品する必要はない。
- ⑤ VRゴーグルは、以下に仕様を示す「PICO 4 Enterprise」を基本とするが、同等品又はより性能の優れたものなど、制作するVRコンテンツに適した製品であれば可とする。

(参考)：「PICO 4 Enterprise」

- (1) 利用タイプ：スタンドアローン型
- (2) 解像度：4320×2160（両目）程度
- (3) トラッキング：3DoF、6DoF（VR酔いを考慮）
- (4) 視野角：105°以上
- (5) リフレッシュレート：72Hz以上
- (6) メガネ対応（メガネの上から着用可）：対応すること

イ VRコンテンツのインストール

- ① 発注者が所有し、啓発に利用しているVRゴーグル（PICO 4 Enterprise）（以下「発注者所有VRゴーグル」という。）8台に、制作したVRコンテンツをインストールし、初回啓発事業実施日の2週間前までに返却すること。
- ② 発注者所有VRゴーグルは契約日以降に受注者が直接受け取りに来ること。なお、受け取り日については発注者と調整すること。

【発注者所有VRゴーグルにかかる留意点】

- (1) 発注者所有VRゴーグルの設定を変更しないこと。VRコンテンツのインストールにあたり変更が必要な場合は、発注者に申し出ること。
 - (2) 発注者所有VRゴーグルに保存しているコンテンツの複製、改変、譲渡等しないこと。
 - (3) 破損・紛失等の損害を生じさせた時は、受注者の責任及び負担において現状に復し又は損害を賠償すること。この場合の費用については、契約金額に含めない。
- (4) 制作したコンテンツ等を用いた空飛ぶクルマの社会受容性向上につながる啓発事業企画運営等業務

ア 啓発事業企画運営

- ① 実施場所・対象・人数
 - (1) 実施場所：大阪市内
 - (2) 対象：大阪市に在住・在学・在勤する方（小学校高学年程度から高齢者までの幅広い年齢層）
 - (3) 人数：各回40名以上

② 実施時期・回数

(1) 実施時期：令和7年9月下旬から令和8年2月末までの期間を想定。なお、初回については万博期間中の開催とすること。

(2) 実施回数：2回以上

③ 実施内容

(1) 空飛ぶクルマが提供する新しい価値への市民等の理解が進展するよう、制作したVRコンテンツを活用すること。なお、制作するVRコンテンツ以外のコンテンツも活用してもかまわない。

(2) 業務の実施にあたって、参加者を募集し、参加者から費用を徴収しないこと。ただし、実施場所において別途入場料等が必要な場合は事前に参加者に告知すること。

(3) 発注者がこれまでに制作したVRコンテンツ、コンセプトムービー、パネル、チラシやのぼり（以下「提供可能なコンテンツ」という。）を使用することは可能である。

(4) VRコンテンツの活用にあたっては、下記の留意点を踏まえて企画すること。

(5) 実施内容の企画については、発注者と協議のうえ実施すること。

【VRコンテンツにかかる留意点】

(1) VRゴーグル（VRコンテンツ入り）は直接身体に装着するため衛生上の配慮を行うこととし、衛生グッズ等は受注者にて準備すること。

(2) 屋外で使用する場合には、直射日光やその他強い光源を避け、雨風をしのげる環境で使用する。

(3) 13歳以上の方の使用が推奨されているため、12歳以下の方が使用する場合には、必ず保護者の同意を得ること。

(4) 座位での使用が推奨されているため、イベント等実施時には机といすを用意すること。

(5) 以下に当てはまる方の利用は控えるようにすること。

- ・心臓の弱い方
- ・重い病気にかかっている方
- ・ペースメーカーなどの医療機器を装着している方
- ・部位にかかわらず骨折されている方
- ・乗り物に酔いやすい方
- ・飲酒された方
- ・体調がすぐれない方
- ・その他ご利用により悪化する恐れのある症状がある方（暗所恐怖症、高所恐怖症、騒音過敏症など）

(6) 上記に当てはまらない場合でも、VR体験によって体調が悪くなる可能性があり、妊娠中の方は時期により体調の変化につながることもあるため注意すること。

イ 関係先との調整

① 業務の実施にあたって、関係各所との調整や機材等の準備は受注者が行うこと。

- ② 業務の実施に際して必要となる経費はすべて契約金額に含まれるものとする。

ウ 広報

- ① 業務を実施するにあたり、参加者を募るための広報を実施すること。
- ② 受注者は広報の実施にあたり、ポスターやチラシ等を作成・配付する場合は、効果的な配布先及び配布方法のひとつとして、区役所 24 箇所、図書館 24 箇所及び Osaka Metro 専用掲示板 14 箇所への広報物の配架及び掲示（各所チラシ 30 部、ポスター 1 部まで）の協力を発注者との協議により得ることが可能である。
また、大阪市立小学校及び中学校あての配送については、発注者より本市教育委員会へ協力を依頼することも可能である。その場合の配送方法、梱包方法等は発注者の指示（40 枚単位の仕分け印刷や学校毎の梱包等）に従うこととする。
（参考：大阪市立小学校の全児童にチラシを配布する場合の必要部数目安 約 112,100 部）
（参考：大阪市立中学校の生徒にチラシを配布する場合の必要部数目安 約 51,500 部）

エ アンケート実施、集計、分析、報告

- ① 当日の参加者に対し、アンケートを行うこと。
- ② アンケートの作成にあたっては、参加者の属性や理解度等の効果測定のほか、課題についても分析できるような設問設計を工夫し、発注者と協議のうえ実施すること。
- ③ アンケートの実施、回収、集約を行い、市民等への空飛ぶクルマの理解進展にかかる効果検証をしたうえで、その結果報告書を各事業実施日から 4 週間以内に発注者あて電子データにて提出すること。

オ マニュアルの制作

- ① 今後、大阪市が空飛ぶクルマに関するイベントを効果的に実施できるよう、(4) ア及びエの効果検証の結果を踏まえ、受注者が本事業で実施した啓発事業の実績をもとに、実施内容、運営手法及び資料等一式（以下「イベントマニュアル」という。）を取りまとめ、制作すること。
- ② イベントマニュアルは、イベント実施者が、参加者に対して効果的・適切な啓発が行えるような内容とすること。
- ③ イベントマニュアルの制作にあたっては、発注者と十分に協議すること。

カ 提供可能なコンテンツの内容

- ① VR コンテンツ
 - (1) テーマ：「日常編」及び「災害編」
 - (2) 内容：（日常編）空飛ぶクルマが日常的に利用されるシーンを体験
（災害編）空飛ぶクルマが災害時に活躍するシーンを体験
 - (3) 再生時間：約 4 分
 - (4) 再生方法：VR コンテンツが入った VR ゴーグルを提供。
 - (5) その他：「日常編」と「災害編」を分けて再生することは可能。
- ② コンセプトムービー

- (1) テーマ：「空飛ぶクルマのある日常（概要編）」及び「新たな移動手段としての空飛ぶクルマ（行政課題の解決編）」
- (2) 内容：（概要編）空飛ぶクルマの概要やロードマップ等の紹介
（行政課題の解決編）空飛ぶクルマを活用した行政課題の解決について紹介
- (3) 再生時間：（概要編）約3分
（行政課題の解決編）約2分30秒
- (4) ファイル形式：MP4
- (5) その他：コンセプトムービーについては、経済戦略局 Youtube にて視聴可能。
概要編：<https://youtu.be/6-NBAa0WgNM?si=gxDGj3ZNGsKDK4cZ>
行政課題の解決編：<https://youtu.be/Z7XNC4GbmQQ?si=L1aPN-iS2NbAGg7R>

③ パネル

- (1) 内容：「空飛ぶクルマのある大阪の未来へ」
- (2) サイズ：B 2サイズ（2枚1セット）

④ ちらし

- (1) 内容：「空飛ぶクルマのある大阪の未来へ」
- (2) サイズ：A 4サイズ（両面）

⑤ のぼり

- (1) 内容：「空飛ぶクルマ VR 体験実施中」
- (2) 附属品：ポール、ポール台

【提供可能なコンテンツを利用する場合の留意点】

- (1) VR コンテンツ、のぼり、チラシ及びパネルについては、契約日以降、初回啓発事業実施日までに受注者が直接受け取りに来ること。受注者は、提供物を実施会場に運搬し、啓発事業終了後、速やかに発注者が指定する場所へ運搬すること。
- (2) コンセプトムービーのデータについては、啓発事業終了後、速やかに発注者が指定する場所へ返却・廃棄すること。

(5) 各種制作物等

本事業を運営するにあたり、以下のとおり作成し、各期限までに電子データにて提出すること。なお、各種制作物等については発注者と協議のうえ作成したものを提出すること。

- ア 実施計画書（事業内容及び全体スケジュール等）（期限：契約締結後2週間以内）
- イ 撮影業務における安全対策を明記した撮影計画書（期限：初回撮影日の2週間前まで）
- ウ 啓発事業にかかる業務マニュアル、スタッフマニュアル、安全管理マニュアル、本事業に必要な各種資料（期限：初回啓発事業実施日の2週間前まで）

(6) 成果物の納品

- ア VR コンテンツ、VR コンテンツの運用マニュアル及びインストールマニュアルについては、初回啓発事業実施日の2週間前までに電子データにし、DVD-R 等にて2部提出すること。なお、データ形式等及び電子データにて提出できない成果物の取扱いについては、納品前に発注者と十分協議すること。

イ イベントマニュアルについては、(5)ウの内容を盛り込んだうえで、令和8年3月31日(火)までに電子データにて提出すること。

(7) 業務報告書

受注者は、本業務の成果についてまとめた業務報告書を作成のうえ、令和8年3月31日(火)までに電子データにて提出すること。

(8) 運営体制等

実施運営については、すべて受注者の責任において行うこと。

(9) 各種提出物等の提出先

各種制作物、成果物等の提出先は次のとおりとする。

大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課(事業創出担当)

大阪市住之江区南港北二丁目1-10 ATCビル0's 棟南館4階

(10) 留意事項

ア 本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、すべて契約金額に含むものとし、発注者は契約金額以外を負担しない。

イ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

ウ 成果物が第三者の著作権などを侵害したことにより当該第三者からの制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 本事業にかかる撮影及び啓発事業について、受注者において各種賠償責任保険に加入すること。

オ 本事業において、成果物等を電子データで提出する際には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなど、成果物等に不正プログラムが混入することがないよう適切に対処すること。なお、データ形式等については、納品前に発注者と十分調整すること。

6 安全対策

(1) 事故等の防止など安全管理には万全を期すこと。

(2) 事故・損害等のリスクは、第一義的には受注者において対応するものとする。事故等発生時の対応体制、発注者への連絡体制を整備し、事前に発注者へ報告すること。

7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

(2) 受注者は事業の実施にあたっては、各種関係法令・条例等を遵守し、適正な業務運営に努めること。

(3) 本事業の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行するこ

と。

- (4) 本事業にかかる協議、打合せ等に係る必要経費を含め、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費はすべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の経費を負担しない。
- (5) 本事業で実施する撮影や啓発事業について、天候などの要因により延期又は中止が必要な場合がある。延期、中止いずれの場合においても発注者と協議のうえ、別の日程において業務を実施することとする。そのいずれの場合においても、経費はすべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の経費を負担しない。
- (6) 本業務遂行中の物販や宣伝広告など、営利目的の行為を禁止する。
- (7) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。なお、当該研修については、主催者を問わないものとする。また、すべての業務完了後、業務報告書に含めて人権問題研修実施報告書を発注者に提出すること。人権問題研修実施報告書の様式は別紙の通りとする。
- (8) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府が定めた「大阪府における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託などの相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称					
事業者名				担当者氏名	
所在地・連絡先	〒 ー	TEL:	FAX:	電子メール:	
従業員数 (正規職員、非正規職員)					

月日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	⑤	〇〇について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪中央公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分:次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 大阪市民政局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(啓発ビデオ試写会、ヒューマニティ演劇のつどい等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人・愛・ふれあいプラザ事業、人権展等)
- ⑤ 大阪市企業人権推進協議会が実施している事業(事業主のつどい、人権問題入門セミナーなど)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。